

平成27年9月10日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成27年9月10日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲
代表監査委員	三宅 富男

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成27年第3回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

懸念されました台風18号もこちらの方には来ることはなく、通過をしていきました。ですけれども関東とかには大変甚大な被害が起きているということで、そこは大変憂慮するところでありまして、被害を受けた地域やまた方々に対しましてはお見舞いを申し上げたいと思っております。

そういう季節の移り変わりの中で今日から9月定例議会が始まります。

全員の議員の皆さまにご出席をいただきまして、開会をさせていただきますことに感謝を申し上げ、これから決算も含めて重大な議案のご審議をお願いしたいと思っております。

よろしく願い申し上げて、開会に際しての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成27年第3回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番村井保夫君、11番渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

庄野議員。

議会運営委員会委員長（庄野 克宏）

会期につきましては、本日9月10日木曜日から9月24日木曜日までの15日間とし、内容につきましては議長の方からお諮りをお願い致します。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より9月24日までの15日間とし、日程については、9月10日木曜日提案説明、11日金曜日から13日日曜日休会、14日月曜日から15日火曜日一般質問、16日水曜日から17日木曜日総務教育常任委員会、18日金曜日から23日水曜日休会、24日木曜日議案審議、と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月24日までの15日間とし、先に言いました日程によることに決定を致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配付いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託致しましたので報告します。

次に、監査委員より、例月現金出納検査、並びに平成26年度財政健全化判断比率、及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より、平成26年度健全化判断比率、及び資金不足比率の報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、7月29日に開催されました多度津町行財政改革特別委員会の、委員長報告を求めます。

多度津町行財政改革特別委員会委員長、村井保夫君

行財政改革特別委員会委員長(村井 保夫)

去る7月29日に開催しました行財政改革特別委員会の結果を次のとおりご報告いたします。

審議事項。

多度津町行財政改革実施計画(27年度)について。

審議結果。

執行部より。

一つ、多度津町行政改革実施計画(平成27年度)について(平成26年度実績報告及び平成27年度実施予定)の説明があり、これに対して傍聴議員より。

一つ、1市2町の学校給食センターの協議内容を今後どのように進めていくのか。

一つ、平成27年度実施予定に、特定公共賃貸住宅の間取りの変更を含む改修等を検討すると記載があるが、これは空き部屋のための改修及び家賃の減額を検討しているのか。

一つ、佐柳島が猫の島として知名度があることを活用して、町のホームページの閲覧数が増えるよう、検討してもらえないのか。

一つ、空き家の解体撤去費用助成はいつから始まるのか。

一つ、各種がん検診の受診率はどれぐらいになっているのか。

一つ、ふるさと納税をすることによる、税法上のメリットはあるのか。

一つ、自主防災組織の結成を促進していく方法として、どのように考えているのか。

一つ、土地開発公社経営健全化計画において、今後、都市計画に必要な土地と財産等の確保、及び活用されていない町有地の売却について、どのように考えているのか。

一つ、民間企業のOBを専門職として町職員に採用する予定はないのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、1市2町の学校給食センターについては、1市2町で取り決めた申し合わせ事項を守り、平成29年に着工、平成30年に開業ができるよう、進めていく予定である。

一つ、特定公共賃貸住宅の間取りの変更を含む改修等については、今現在、空き部屋になっている部分の改修及び家賃の見直し等を、法的な制約も含めて検討する予定である。

一つ、多度津町の島嶼部において、NPOの方が猫の島としてのイベントを行うことを聞いているので、それを踏まえ、多度津町のホームページの閲覧数が増えるよう検討したい。

一つ、空き家の解体撤去費用助成は、今年の秋口を目途にできるようにしたいと考えている。

一つ、各種がん検診の受診率として、健康診査が15.1%、胃がん検診が19.7%、肺がん検診が38.2%、大腸がん検診が35.0%、子宮がん検診が33.6%、乳がん検診が35.3%、結核検診が40.1%、前立腺がん検診が26.1%である。

一つ、ふるさと納税をすることによる税法上のメリットとして、所得に関係するが、2,000円を超える部分については所得税と住民税が軽減される。

一つ、自主防災組織の結成には、個々の自治会の事情等があり、結成が進んでいないのが現状であるため、今後、結成を促進していく方法を考えていきたい。

一つ、都市計画に必要な土地及び財産の確保及び活用されていない町有地の売却については、財政状況を考慮しながら、進めていきたいと考えている。

一つ、民間企業のOBを専門職の町職員としての採用は、今後、必要に応じて募集を考えていきたい。

以上のような答弁があり、1、多度津町行政改革実施計画（平成27年度）について（平成26年度実績報告及び平成27年度実施予定）を本委員会として了承した。

またその他として執行部より、5件の報告があった。

以上、報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

多度津町行財政改革特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、平成26年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を求めます。

三宅代表監査委員。

代表監査委員（三宅 富男）

おはようございます。

それでは平成26年度の決算審査意見書ならびに基金運用状況審査意見書を先般提出いたしましたのでその概要をご報告いたします。

お手元の議案書に印刷物が添付されていると思いますので、その中から時間の関係で抜粋してご報告させていただきます。

まず2ページでございますが、今回の審査の対象でございますが、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算、並びに多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算、同じく多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算、同じく多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算、同じく多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算、同じく多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算、続いて多度津町水道事業会計決算、並びに各基金運用状況を示す書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間であります。平成27年7月9日から平成27年8月7日まで、門監査

委員と私三宅の両名で実施いたしました。

そして審査の結果であります、2ページの後段に記載しております。

審査に付された一般会計、特別会計、及び水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数においても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして3ページに各会計の予算額、並びに決算額を記載しておりますが、これは省略させていただきます。

続きまして4ページの決算の概要を報告いたします。

まず平成26年度一般会計であります、最終予算額は106億3,900万円と平成25年度からの繰越明許費7億3,256万1,000円の合計予算額は、113億7,156万1,000円となっております。

一方、歳入決算額は112億1,443万4,000円、歳出決算額は106億7,712万9,000円で、形式収支は5億3,730万5,000円となり、翌年度へ繰越すべき額2,134万円を差し引いた実質収支額は、5億1,596万5,000円となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成26年度の単年度収支は、2億4,126万8,000円の赤字となり、さらに、財政調整基金への積立などを加減した実質単年度収支は、9億1,631万7,000円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、歳入から歳出を差引きしました最終の決算収支のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

国民健康保険2億2,653万6,000円の黒字であります。

国民健康保険直営診療所182万2,000円。

続いて公共下水道301万3,000円の黒字です。

介護保険事業であります、差し引き2,396万6,000円の黒字です。

後期高齢者医療571万6,000円の黒字であります。

続きまして5ページの水道会計に移らせていただきます。

水道事業会計であります、決算の最終の数字だけ申し上げます。

5ページの上段に記載しております収益的収入及び支出であります、右から3行目執行済額（B）この数字が最終決算数字であります。

水道事業収益、収入であります税込みで7億6,196万9,000円、支出、水道事業費用であります6億8,251万8,000円、差し引き7,900万円余りの黒字であります。

以上これは税込みであります。

これから資本的収入および支出、これは右から4行目執行済額（B）を読み上げます。

資本的収入は1億4,128万8,000円、資本的支出は3億7,766万4,000円であります。

以上の決算の今度は税引きになるんですが、水道事業の損益計算、5ページの下から7行目あたりから記載してあります。

平成26年度の水道事業損益計算の概要は、税引きで当年度営業利益が4,951万7,000円、経常利益7,082万円で、特別損失を差引し、当年度未処分利益剰余金11億454万1,000円となっております。

以上が水道会計であります。

続きまして今般の審査にあたりまして各課と面談した折に私共監査委員の方から指摘ないしは意見として申し上げた項目を6ページから各課別に列挙しておりますので述べさせていただきます。

まず総務課関係で、平成26年度会計決算、一般相対的な分ではありますが、これに対しまして私共は「一般会計決算について実質収支額が5億円を超える決算となっており、ある程度の金額が将来を見据えて財政調整基金に積み立てることができたが、一方、中学校や消防等の大型建設事業に伴い、当町の財政状況は公債費残高の大幅増加等により厳しいものとなっている。今後は法人税率の引き下げや固定資産税の評価替えの影響も受け、町税収入の減少が想定される。また、臨時財政対策債を含む地方交付税の動向についても、先行き不透明さがうかがわれることから、引き続き、一層の歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努めることが求められる。」。

続きまして総務課、「起債と借入金の性質について、住民が理解できるよう説明に工夫をされたい。」

続いて教育課、「学校給食センターの人員構成がいびつになっている。総勢20名余りのうち、正職員の調理人が5人だけで、今年度末には更に数名の定年退職が予想されている。現場の責任体制やモラルアップ等には十分配慮されたい。」「幼稚園の預かり保育の利用時間について、住民のニーズに応えるため、保育所と協議し、環境改善に努められたい。」

産業課、「多くの補助金交付先を管轄しているが、決算書の定期的な徴求等により、補助金が目的どおり使用されているか確認し、極端に剰余金の多い先には減額も検討されたい。」「販路開拓支援事業補助金の周知が不十分にならないよう、PRに努められたい。」「引き続き、多度津町中小企業融資制度を見直し、香川県信用保証協会への預託金の減額等を検討されたい。」

福祉保健課、「労働金庫預託金については、預託金制度の時代背景を捉え、

引き続き、見直しを検討されたい。」「児童館の運営規模の拡大については、物理的な問題があると思うが、住民のニーズに応える方法を検討されたい。」「福祉タクシーの利用率がやや低調であるように思われる。利用者が増えるように1回当たりの利用限度額の見直し等、運用面の改善を検討してはどうか。」

建設課、「橋梁台帳整備のため、町内すべての橋梁については点検調査を完了したようだが、改修の必要な橋梁については、順次、改修をされたい。」

「公共工事において、当初の段階で契約内容を精査し、追加工事による契約変更が常態化しないよう努められたい。」

税務課、「町税の徴収について、現年度分の徴収率が10年ぶりの好成績をあげていることは評価できるが、国民健康保険税においては依然として苦戦が続いている。今一度、徴収方法を一工夫して成果の改善に努められたい。」

「最近、各方面で個人情報を狙ったサイバー攻撃が多発しているようだが、税金の滞納者リスト等の重要情報の取り扱いや管理については、格段の注意を払われたい。」「税金等の口座振替件数において、より件数が増えるよう、金融機関を活用する方法を検討されてはどうか。」

続きまして住民課ですが、「町営住宅使用料滞納分の徴収方法について、徐々に効果が出てきている。引き続き、徴収に努められたい。」「国保財政の改善に多大な効果をもたらす『ジェネリック医薬品』の使用促進について、県の国保連との協調体制により使用率向上に努められたい。」

町長公室、「先般実施した町内自治会を対象にしたアンケート調査の結果を参考に自治会の加入促進を進められたい。」

出納室、「長年使われていない小切手の当座預金の有無を一度、確認されたい。」

政策企画課、「管理ができていない空き家について、住民からより多くの情報を提供してもらえる方法を検討されたい。」

環境課、「使用済み乾電池等の処理業務については、複数業者から見積を徴収し、特定業者の独占とならないように配慮されたい。」「ごみ収集業務を民間委託しているが、その業務実績が把握できる資料を継続的に作製されたい。」

最後に上下水道課ですが、「公共工事において、工事の金額変更契約が多く見られる。極力、変更が生じないように、実施設計の精査に努められたい。」

以上であります。

なお私事ではありますが、私三宅は今般任期満了で退任いたすことになりました。

長年議員の皆さんには大変お世話になりました。

感謝いたします。

以上で監査報告を終わります。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、平成26年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号 専決処分の承認について（平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

おはようございます。

議案第1号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）の、専決処分の承認について、提案説明を申し上げます。

平成27年7月16日から17日にかけて、香川県に接近いたしました台風11号の影響による、島嶼部へ水道水を供給する離島送水管の破損につきましては、現在、仮に管を接続し送水を行っております。

しかしながら仮復旧では今後の風波により再発の恐れがあることから、早急に本復旧工事を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年8月21日に、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分をいたしましたので、報告し、議会の承認を求めるものです。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は消費税込みとなっております。

それでは、補正予算（第1号）の1ページをお開きください。

第2条で、平成27年度多度津町水道事業会計予算第2条に定めた、配水設備工事費を1億5,988万4,000円増額し、3億5,382万1,000円に改めるものでございます。

第3条で、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,912万8,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,921万2,000円」に改め、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,460万3,000円」を、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,644万7,000円」に改め、「建設改良積立金2,355万3,000円」を、「建設改良積立金1,179万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

収入第1款資本的収入につきましては、1億5,980万円増額し、3億1,998万7,000円に改めるものでございます。

その内訳といたしまして、第1項企業債を、同額補正するものでございます。

支出第1款資本的支出につきましては、1億5,988万4,000円増額し、5億5,919万9,000円に改めるものでございます。

その内訳といたしまして、第1項建設改良費を、同額補正するものでございます。

次に2ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の資本的収入及び支出につきましては、説明をさせていただきます。

収入款1資本的収入、項1企業債、目1企業債につきましては、1億5,980万円を増額するものでございます。

これは、離島送水管本復旧工事費の財源として、新たに企業債を借り入れるためでございます。

支出款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水設備工事費につきましては、1億5,988万4,000円を増額するものでございます。

これは、離島送水管本復旧工事費を、新たに計上したためでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の、資本的収入及び支出につきましては、6ページに記載しております。

再度1ページをお開きください。

第4条で、予算第5条に定めた起債の限度額を1億5,980万円増額し、3億1,480万円に改めるものでございます。

また、この度の補正によりまして、予定貸借対照表及び予定キャッシュ・フロー計算書が変わりますので、説明をさせていただきます。

3ページをお開き下さい。

平成27年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は、75億1,077万7,000円、2. 流動資産合計は、8億246万5,000円ですので、資産合計は、83億1,324万2,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は、31億8,666万2,000円、4. 流動負債合計は、3億8,677万4,000円、4ページをお開きください。

5. 繰延収益合計は、17億5,126万円ですので、負債合計は、53億2,469万6,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は、23億6,068万4,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は、2,069万6,000円、利益剰余金合計は、6億716万6,000円ですので、剰余金合計は、6億2,786万2,000円の予定でございます。従いまして、資本合計は、29億8,854万6,000円、負債・資本合計は、

83億1,324万2,000円の予定でございます。

5ページをご覧ください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり資金期末残高は、6億6,969万9,000円となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案については本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより議案第1号についてを採決致します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5、議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長、岡部君。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」いわゆる、「番号利用法」の施行に伴い、多度津町が保有する特定個人情報について、適正な取扱いを確保し、並びに提供、開示、費用及び利用停止請求権などを実施するための改正でございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

3ページの新旧対照表をお開きください。

第2条における定義といたしまして、「番号利用法」に係る「特定個人情報」及び「保有特定個人情報」を新たに定義するものであります。

第2条第7項として、特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定されている、「個人番号をその内容に含む個人情報」のことを言い、「この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。」

同条第8項として「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書に記録されているものを言い、「この条例において「保有特定個人情報」とは保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。」

以上の2項を追加するものでございます。

次に、第6条の個人情報の次に「特定個人情報を除く。以下この条において同じ。」を加えるものでございます。

4ページをお開きください。

第6条第4項中、第2条におきまして番号利用法に用いる「特定個人情報」を新たに定義したため、従来の、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を「特定個人情報」と定めていた字句を削除するものでございます。

次に、第7条第1項中、保有個人情報において「保有特定個人情報を除く」を加え、別に、第3項として、番号利用法第29条では、特定個人情報を目的外利用することができる場合として、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、激甚災害時と限定していることから、「第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の

同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報についての利用目的以外の目的のために利用することができる。」を加えるものでございます。

5ページをお開きください。

第8条は、保有個人情報の後に「保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。」を加えるものでございます。

次に、第12条第4項「前条の規定による委託又は指定管理者が行う指定管理業務が個人番号利用事務（番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）又は個人番号関係事務（番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）の全部又は一部の委託に該当する場合においては、同条及び本条の規定は適用しない。」を加えるものでございます。

6ページをお開きください。

第14条第2項中、法定代理人の次に「保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の代理人又は本人の委任による代理人」を加えるものでございます。

次に、第16条第9号、「第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合において、開示することが当該本人の利益に反すると認められる情報」いわゆる、（生命、身体又は財産を害するおそれがある情報）を加えるものでございます。

7ページをお開きください。

第26条第2項として「町長は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規定で定めるところにより、その者が負担すべき費用の減額をし、又は免除することができる。」を加えるものでございます。

次に、第36条第3号として、「番号利用法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき」を、また、第4号として、「番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録したとき」の2号を加えるものでございます。

8ページをお開きください。

第46条第6項に、「保有特定個人情報については、他の法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする」を加えるものでございます。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は番号利用法の施行の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部

を改正する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町手数料条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

おはようございます。

議案第3号、多度津町手数料条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

平成25年5月31日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されたことに伴い、その後様々な環境整備が行われる中で、本年10月5日を基準日としていよいよ所謂「マイナンバー制度」がスタートすることになっております。

これにより、10月14日以降から11月末を目処に全国民に対してまず個人番号の「通知カード」が国の関係機関から送付されることになり、その際に同封されている申請書に写真を添えて「個人番号カード」の申請をされた方に対して、来年1月1日以降に当町で申し上げますと住民課窓口において「個人番号カード」を交付する、そういった流れで進んでまいりますが、同法に規定する「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付に係る手数料規定の新設、ならびに「個人番号カード」の新規交付に伴い従来の「住民基本台帳カード」の交付が終了することから、「住民基本台帳カード」の交付又は再交付に係る手数料を廃止しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

まず第1条関係として、別表中「7住民基本台帳法に係るもの（1）住民基本台帳カードの交付又は再交付1件につき500円」の次に「7の2行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係るもの（1）通知カードの再交付1件につき500円」を加えるものです。

5ページをお願い致します。

続いて第2条関係として、「7住民基本台帳法に係るもの（1）住民基本台帳カードの交付又は再交付1件につき500円」及び「7の2行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

に係るもの（1）通知カードの再交付1件につき500円」を「7行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係るもの（1）個人番号カードの再交付1件につき800円（2）通知カードの再交付1件につき500円」に改めるもので、いずれも「個人番号カードあるいは通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。」と条件を付記しています。

3ページにお戻りください。

附則として、施行期日について「この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。」と規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第4号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは、議案第4号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額87億1,672万1,000円に、歳入歳出それぞれ2億2,507万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,179万1,000円とするものでございます。

この度の補正予算のうち歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、社会福祉費、土木管理費、災害復旧費などで、減額補正の主なものは、中学校費、社会教育費などでございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、県補助金、町債などで、減額補正の主なものは、国庫負担金、国庫補助金などでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございます。

5ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為の補正で追加でございます。

事項は、多度津町し尿収集運搬業務委託料、期間は、平成28年度から平成30年度、限度額は、4,500万円でございます。

次に、第3条、地方債の補正でございます。

6ページをお開き下さい。

第3表、地方債の補正でそれぞれの限度額の補正で、道路整備事業を1億2,210万円、河川整備事業を3,520万円、港湾整備事業を2,460万円、防災対策事業を1億660万円、教育施設整備事業を5億2,650万円、社会教育施設整備事業を1,290万円、庁舎整備事業を4,320万円、災害復旧事業を810万円にそれぞれ補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

30ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は65万9,000円を増額補正し、1億2,470万1,000円に改めるものです。

項1. 議会費の目1. 議会費は、職員手当等の増額です。

32ページをお開き下さい。

款2. 総務費は1,583万5,000円を増額補正し、12億4,783万9,000円に改めるものです。

項1. 総務管理費の目1. 一般管理費は、職員手当等1,041万5,000円増額。

目5. 財産管理費は、需用費75万円の増額。

目6. 企画費は、委託料等484万5,000円の増額。

目8. 出張所費は、職員手当等6万6,000円の増額。

目10. 交通安全対策費は、職員手当等18万3,000円の増額。

34ページをお開き下さい。

項2. 徴税費の目1. 税務総務費は、給料等369万8,000円の増額。

目2. 賦課徴収費は、委託料等100万円の増額。

項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費は、給料等314万3,000円の減額。

項5. 統計調査費の目1. 統計調査総務費は、給料等203万8,000円の減額。

項6. 監査委員費の、目1. 監査委員費は給料等5万9,000円の増額です。

36ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、4,172万4,000円を増額補正し、27億5,148万5,000円に改めるものです。

項1. 社会福祉費の目1. 社会福祉総務費は、給料等207万5,000円の減額。

目2. 国民年金費は、職員手当等45万2,000円の増額。

目3. 老人福祉費は、繰出金等2,644万9,000円の増額。

目7. 障害者福祉費は、扶助費等139万8,000円の増額。

38ページをお開き下さい。

項2. 児童福祉費の目1. 児童福祉費は、積立金等1,550万円の増額。

目2. 児童保育費は、予算の組み替えでございます。

40ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、159万3,000円を増額補正し、6億3,149万5,000円に改めるものです。

項1. 保健衛生費の目1. 保健衛生総務費は、給料等110万6,000円の減額。

目2. 予防費は、報酬等35万7,000円の増額。

目3. 環境衛生費は、委託料57万2,000円の増額。

目5. 環境保全費は、給料等63万2,000円の増額。

項2. 清掃費の目1. 清掃総務費は、給料等26万円の減額。

目2. し尿処理費は、財源内訳の変更。

42ページをお開き下さい。

目3. じん芥処理費は、職員手当等139万8,000円の増額です。

44ページをお開き下さい。

款5. 労働費は、200万円を減額補正し、3,574万6,000円に改めるものです。

項1. 労働諸費の目1. 労働諸費は、委託料200万円の減額です。

46ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、729万5,000円を増額補正し、2億4,171万9,000円に改めるものです。

項1. 農業費の目1. 農業委員会費は、給料等144万1,000円の減額。

目2. 農業総務費は、職員手当等439万6,000円の増額。

目3. 農業振興費は、原材料費等42万8,000円の増額。

目4. 農地費は、工事請負費等255万円の増額。

目5. 地籍調査費は、使用料及び賃借料3万2,000円の増額。

項3. 水産業費の目1. 水産業振興費は、工事請負費等133万円の増額です。

48ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、33万3,000円を増額補正し、8,729万8,000円に改めるものです。

項1. 商工費の目1. 商工総務費は、職員手当等33万3,000円の増額です。

50ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、1億1,610万6,000円を増額補正し、9億1,355万7,000円に改めるものです。

項1. 土木管理費の目1. 土木総務費は、補償、補填及び賠償金等7,116万7,000円の増額。

項2. 道路橋梁費の目2. 道路維持修繕費は、需用費100万円の増額。

目3. 道路新設改良舗装費は、工事請負費等912万9,000円の増額。

目4. 交通安全施設整備費で、工事請負費等600万円の増額。

項3. 河川費の目1. 河川総務費で、工事請負費等400万円の増額。
目2. 河川改良費で、工事請負費等800万円の増額。
項4. 港湾費の目1. 港湾管理費は、予算の組み替え。
目2. 港湾建設費で、工事請負費等1,520万円の増額。
52ページをお開き下さい。
項5. 住宅費の、目1. 住宅管理費は、職員手当等126万9,000円の増額。
項6. 都市計画費の、目1. 都市計画管理費は、負担金補助及び交付金14万1,000円の増額。
目4. 公園事業費は、工事請負費20万円の増額です。
54ページをお開き下さい。
款9. 消防費は、265万1,000円を増額補正し、3億4,447万6,000円に改めるものです。
項1. 消防費の目1. 常備消防費は、給料等499万5,000円の減額。
目2. 非常備消防費は、共済費32万2,000円の減額。
目4. 防災費は、職員手当等796万8,000円の増額です。
56ページをお開き下さい。
款10. 教育費は、1,009万8,000円を増額補正し、15億5,469万1,000円に改めるものです。
項1. 教育総務費の目1. 教育委員会費は、職員手当等5万2,000円の増額。
目2. 事務局費は、給料等713万8,000円の増額。
項2. 小学校費の目1. 学校管理費は、職員手当等38万4,000円の減額。
目2. 教育振興費は、備品購入費等19万8,000円の増額。
目3. 学校建設費は、委託料等623万1,000円の増額。
項3. 中学校費の目1. 学校管理費は、需要費等176万3,000円の増額。
58ページをお開き下さい。
目2. 教育振興費は、備品購入費等66万9,000円の増額。
目3. 学校建設費は、委託料等1,788万円の減額。
項4. 幼稚園費の目1. 幼稚園費は、工事請負費等418万4,000円の増額。
項5. 社会教育費の目1. 社会教育総務費は、給料等777万8千円の減額。
目4. 少年育成センター費は、工事請負費等41万5,000円の増額。
項6. 保健体育費の目1. 保健体育総務費は、旅費16万1,000円の増額。
目2. 学校給食共同調理場費は、給料等794万1,000円の増額。
60ページをお開き下さい。
目3. 体育施設費は、工事請負費等738万8,000円の増額です。
62ページをお開き下さい。
款11. 災害復旧費は、3,077万6千円を増額補正し、3,077万9,000円に改める

ものです。

項1. 災害復旧費の目2. 港湾災害復旧費は、工事請負費等742万円の増額。

目5. 農林水産災害復旧費は、工事請負費等2,335万6,000円の増額であります。

次に、歳入について説明いたします。

12ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、8,028万1,000円の増額補正により、15億3,028万1,000円に改めるものです。

14ページをお開き下さい。

款6. 分担金及び負担金は、686万円の増額補正により、1億2,660万4,000円に改めるものです。

項1. 分担金の目1. 農林水産業費分担金の増額です。

16ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、1,746万2,000円の減額補正により、8億1,851万9,000円に改めるものです。

項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金は、1,024万3,000円の減額。

項2. 国庫補助金の目1. 総務費国庫補助金は、74万3,000円の増額。

目2. 農林水産業費国庫補助金は、1,178万円の増額。

目3. 民生費国庫補助金は、13万3,000円の増額。

目4. 土木費国庫補助金は、1,387万5,000円の減額。

目6. 教育費国庫補助金は、600万円の減額です。

18ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、1,991万1,000円の増額補正により、6億2,004万9,000円に改めるものです。

項1. 県負担金の目1. 民生費県負担金は、512万2,000円の減額。

項2. 県補助金の目2. 民生費県補助金は、1,876万6,000円の増額。

目6. 土木費県補助金は、400万円の増額。

目8. 教育費県補助金は、226万7,000円の増額です。

20ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、12万円の減額補正により、1,462万4,000円に改めるものです。

項1. 財産運用収入の目1. 財産貸付収入の減額です。

22ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、973万2,000円の増額補正により、7億9,530万7,000円に改めるものです。

項1. 繰入金の目1. 繰入金は、623万2,000円の増額。

項2. 基金繰入金の目9. 健やか子ども基金繰入金は、350万円の増額です。

24ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、557万1,000円の増額補正により、2億6,717万6,000円に改めるものです。

項4. 雑入の目4. 雑入の増額です。

26ページをお開き下さい。

款15. 町債は、1億1,870万円の増額補正により、13億2,490万円に改めるものです。

項1. 町債の、目3. 土木債は、1億2,300万円の増額。

目5. 教育債は、1,590万円の減額。

目8. 総務債は、350万円の増額。

目11. 災害復旧債は、810万円の増額です。

28ページをお開き下さい。

款19. 地方特例交付金は、159万7,000円の増額補正により、1,059万7,000円に改めるものです。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額、87億1,672万1,000円を、89億4,179万1,000円の改めるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第5号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）について、議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

失礼致します。

議案第5号及び議案第6号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第5号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）についてでございます。

国1ページをお開き下さい。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額33億2,350万円に、歳入歳出それぞれ8,313万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億663万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

国16ページをお開きください。

款1. 総務費は、94万7,000円増額し、4,711万9,000円とするものでございます。

項1. 総務管理費の給料等人件費の4月の人事異動等に伴う増額でございます。

国18ページをお願い致します。

款2. 保険給付費の項1. 一般被保険者療養諸費および項4. 一般被保険者高額療養費については、財源内訳の変更でございます。

国20ページをお願い致します。

款3. 項1. 後期高齢者支援金等は、支援金額の確定により、483万4,000円減額し、3億299万6,000円とするものでございます。

国22ページをお願い致します。

款4. 項1. 前期高齢者納付金等は、納付金額の確定により、4万3,000円減額し、21万7,000円とするものでございます。

国24ページをお願いします。

款5. 項1. 目1. 老人保健医療費拠出金は、納付金額の確定により、8万円減額し、0円とするものでございます。

同じく、目2. 老人保健事務費拠出金は、納付金額の確定により、2万7,000円減額し、1万3,000円とするものでございます。

国26ページをお願いします。

款6. 項1. 介護納付金は、介護納付金額の確定により、1,848万2,000円減額し、1億351万8,000円とするものでございます。

国28ページをお願いします。

款9. 基金積立金は、基金の積み立てを行うために6,236万2,000円増額し、6,256万2,000円とするものでございます。

国30ページをお願いします。

款11. 諸支出金は、4,329万1,000円増額し、6,048万4,000円とするものでございます。

項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金は、前年度の療養給付費等負担金等に係る返還金の確定により、4,501万6,000円の増額。

項2. 繰出金は、直営診療所会計の補正におきまして、繰越金を予算化することに伴いまして、目1. 直営診療所会計繰出金を172万5,000円減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国8ページをお開きください。

款2. 国庫支出金は、82万8,000円減額し、6億473万円とするものでございます。

項2. 国庫補助金のうち、直営診療所会計繰出金の減額に伴い、その財源となります「へき地直営診療施設運営費補助金」を減額するものでございます。

国10ページをお願いします。

款4. 前期高齢者交付金は、交付金額の確定により、3,477万4,000円減額し、9億222万6,000円とするものでございます。

国12ページをお願いします。

款8. 繰入金は、5万円増額し、1億8,037万2,000円とするものでございます。

項1. 他会計繰入金のうち、目1. 一般会計繰入金は、国庫補助金と同様に直営診療所会計繰出金の減額に伴う89万7,000円の減額。

目2. 職員給与費等繰入金は、総務費の増額に伴う94万7,000円の増額でございます。

国14ページをお願いします。

款9. 繰越金は、1億1,868万6,000円増額し、1億1,868万7,000円とするもので、前年度からの繰越金を予算化するものでございます。

続きまして、議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）についてでございます。

直1ページをお願い致します。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,590万円に、歳入歳出それぞれ9万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,599万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。

直12ページをお願いします。

款2. 医業費、項1. 医療諸費は、医療用機械器具費の修繕料を9万5,000円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお開き下さい。

款3. 繰入金は、172万5,000円減額し、1,176万7,000円とするものでございます。

前年度からの繰越金の予算計上等により、国保会計からの繰入金を減額するものでございます。

直10ページをお願いします。

款4. 繰越金は、182万円増額し、182万1,000円とするもので、前年度からの繰越金の予算計上でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第5号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）及び議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第7号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第7号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額9億7,727万4,000円に、歳入歳出それぞれ301万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億8,028万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、総務費と下水道費の増額補正でございます。

一方、歳入は、繰越金の増額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費を、293万6,000円増額補正し、2億643万9,000円に改めるものでございます。

これは、主に港町汚水中継ポンプ場における活性炭交換のための、需用費の増額補正、並びに平成26年度分の消費税確定申告額を決定したことによる、公課費の増額補正によるものでございます。

下12ページを、お開き下さい。

款2. 下水道費を、7万5,000円増額補正し、9,174万6,000円に改めるものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下8ページを、お開き下さい。

款6. 繰越金を、301万1,000円増額補正し、301万2,000円に改めるものでございます。

これは前年度繰越金が確定したことによる増額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額9億7,727万4,000円に、301万1,000円を増額し、9億8,028万5,000円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第7号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第8号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

議案第8号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

介1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額21億7,614万2,000円に、歳入歳出、それぞれ486万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億8,100万7,000円にしようとするものです。

この度の補正の内、歳出における増額補正の主なものは、前年度事業の精算に係る返還金等で、減額補正の主なものは、人件費と基金積立金です。

一方、歳入における増額補正の主なものは、介護給付費の組み替えに伴う各財源の補正と前年度からの繰越金で、減額補正の主なものは、基金繰入金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

介20ページをお開きください。

款1. 総務費は、291万1,000円の減額補正により、5,867万7,000円にしようとするもので、項1. 総務管理費の職員給与分の377万6,000円の減額と項3. 介護認定審査会費の調査員賃金の86万5,000円の増額との差引によるものです。

介22ページをお開きください。

款2. 保険給付費は、総額での増減はありませんが、項1. 介護サービス等諸費で165万円の減額。

介24ページをお開きください。

項4. 高額介護サービス等費で75万円、及び項5. 高額医療合算介護サービス費で90万円の増額でございます。

介28ページをお開きください。

款5. 地域支援事業費は、60万円の増額補正により、5134万2,000円にしよう

とするもので、項1. 介護予防事業費の10万円増額、及び項2. 包括的支援事業・任意事業費の成年後見制度利用支援として50万円の増額でございます。

介30ページをお開きください。

款6. 基金積立金は、1,790万1,000円の減額補正により、12万円にしようとするものです。

この減額は、低所得者に対する保険料軽減措置対象者の範囲の縮小によるものでございます。

介32ページをお開きください。

款8. 諸支出金は、2,507万7,000円の増額補正により、2,563万3,000円にしようとするものです。

項1. 償還金及び還付加算金1,884万5千円の増額は、前年度事業の精算に係る国庫支出金、支払基金等の返還金です。

項3. 繰入金623万2千円の増額は、前年度事業の精算に係る一般会計への返還金でございます。

次に、歳入について、ご説明いたします。

介10ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は、65万1,000円の増額補正により、4億7983万9,000円にしようとするものです。

項2. 国庫補助金の地域支援事業交付金及びその他の補助金の増額によるものです。

介12ページをお開きください。

款4. 支払基金交付金は、2万8,000円の増額補正により、5億7,565万9,000円にしようとするもので、項1. 支払基金交付金の地域支援事業支援交付金の増額によるものです。

介14ページをお開きください。

款5. 県支出金は、11万円の増額補正により、3億1209万7,000円にしようとするもので、項2. 県費補助金の地域支援事業交付金の増額によるものです。

介16ページをお開きください。

款8. 繰入金は、1988万8,000円の減額補正により3億2981万6,000円にしようとするものです。

項1. 一般会計繰入金2520万2,000円の増額は、介護給付費繰入分の基金との調整分等の5000万円の増額が主なものであり、その他の一般会計繰入金として職員給与費分334万2,000円の減額及び低所得者保険料軽減繰入金の2,156万6,000円の減額との差引によるものでございます。

これは、国の低所得者保険料軽減措置対象者等の縮小に伴い、大幅な減額となったものです。

項2. 基金繰入金4,509万円の減額は、介護給付費繰入分の一般会計繰入金との調整分の減額です。

介18ページをお開きください。

款9. 繰越金は、2,396万4,000円増額し、2,396万5,000円にしようとするもので、前年度の決算見込みに伴うものでございます。

以上で、議案第8号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）」についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第9号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第9号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）の、提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は消費税込みとなっております。

それでは、補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

第2条で、平成27年度多度津町水道事業会計予算第2条で定めた配水設備工事費を、245万2,000円増額し、3億5,627万3,000円に改めようとするものでございます。

第3条で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益につきましては、204万2,000円を増額し、7億7,603万2,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第2項営業外収益を同額補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費用につきましては、18万5,000円を増額し、7億4,649万4,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項営業費用を1,063万8,000円増額、第2項営業外費用を1,045万3,000円減額補正するものでございます。

次に、3ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

収入、款1. 水道事業収益、項2. 営業外収益、目3. 消費税及び地方消費税還付金につきまして、204万2,000円を増額するものでございます。

これは、予算に基づきまして消費税の計算を行った結果、消費税の還付金が生じるためでございます。

支出、款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目2. 配水及び給水費につきましては、811万9,000円を増額するものでございます。

これは、主に7月に発生いたしました、離島送水管破損事故に伴う費用を増額するものでございます。

目3. 受託工事費につきましては、23万3,000円を増額するものでございます。

これは職員派遣に伴う、通勤手当を増額するものでございます。

目4. 業務費につきましては、130万8,000円を増額するものでございます。

これは主に、離島送水管破損事故に伴う人件費に対応する予算が不足したため、業務費から流用を行いましたので、流用分を増額するものでございます。

目5. 総係費につきましては、97万8,000円を増額するものでございます。

これは主に、臨時職員の下半期分の給与を増額するものでございます。

項2. 営業外費用、目2. 消費税及び地方消費税につきましては、1,045万3,000円を、減額するものでございます。

これは予算に基づきまして、消費税の計算を行った結果、消費税の確定納付の必要がなくなったためでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の収益的収入及び支出につきましては、10ページから11ページに記載しております。

再度1ページをお開きください。

第4条で、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,921万2,000円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,926万4,000円」に改め、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,644万7,000円」を、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,662万9,000円」に改め、「建設改良積立金1,179万3,000円」を、「建設改良積立金1,166万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入につきましては240万円増額し、3億2,238万7,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項企業債を同額補正するものでございます。

支出、第1款資本的支出につきましては245万2,000円増額し、5億6,165万1,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項建設改良費を、同額補正するものでございます。

再度3ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の、資本的収入及び支出につきまして、説明をさせていただきます。

収入、款1. 資本的収入、項1. 企業債、目1. 企業債につきましては、240万円を増額するものでございます。

これは、離島送水管本復旧に係る設計業務委託の財源として、新たに企業債を借り入れるためでございます。

支出、款1. 資本的支出、項1. 建設改良費、目1. 配水設備工事費につきましては、245万2,000円を増額するものでございます。

これは、離島送水管本復旧に係る、設計業務委託に要した費用を計上するものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の資本的収入及び支出につきましては、12ページに記載しております。

2ページをご覧ください。

第5条で、予算第5条に定めた起債の限度額を240万円増額し、3億1,720万円に改めるものでございます。

第6条では、予算第8条に定めた(1)職員給与費を468万1,000円増額し、8,368万8,000円に改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、4ページから5ページに記載しております。

また、この度の補正によりまして、予定損益計算書、及び予定貸借対照表、並びに予定キャッシュ・フロー計算書が変わりますので、説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

平成27年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は6億4,584万3,000円、2. 営業費用は6億6,770万円ですので、営業損失は2,185万7,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は7,601万5,000円、4. 営業外費用は4,977万8,000円ですので、経常利益は438万円の予定でございます。

5. 特別損失は1,000円、6. 予備費は85万1,000円ですので、当年度純利益は252万8,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は5億7,625万8,000円、当年度未処分利益剰余金は5億7,878万6,000円の予定でございます。

次に、7ページをご覧ください。

平成27年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部、1.

固定資産合計は75億1,304万7,000円、2. 流動資産合計は7億9,381万7,000円
ですので、資産合計は83億686万4,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は31億8,906万2,000円、4. 流動負債合計は
3億8,816万9,000円。

8ページをお開きください。

5. 繰延収益合計は、17億5,126万円ですので、負債合計は、53億2,849万
1,000円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は23億6,055万4,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は5億9,712万
3,000円ですので、剰余金合計は6億1,781万9,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は29億7,837万3,000円、負債・資本合計は83億686万
4,000円の予定でございます。

次に9ページをご覧ください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にあ
りますとおり、資金期末残高は、6億5,900万9,000円となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時55分にしたいと思っております。

よろしくお願い致します。

休憩 10時40分

再開 10時57分

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続いて会議を再開致します。

日程第12、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定に
ついて、議案第11号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決
算認定について、議案第12号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直
営診療所歳入歳出決算認定について、議案第13号、平成26年度多度津町特別
会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第14号、平成26年度多度津
町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議案第15号、平成26年
度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、提案説明の

都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

会計管理者、山下君。

会計管理者（山下 俊和）

議案第10号から議案第15号までの平成26年度一般会計及び、特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して、提案説明申し上げます。

なお、先に代表監査委員からご報告があったように、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、その結果は、先のご報告のとおりです。

つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものです。

それでは、平成26年度「主要施策の成果に関する報告書」によって、ご説明をしますので、8ページをお開き頂きたいと思います。

8ページの上から6行目をご覧下さい。

最初に「平成26年度一般会計の決算」について、ご説明しますが、平成26年度一般会計の決算概要では、平成26年度の最終予算額、106億3,900万円と、平成25年度からの繰越明許費、7億3,256万1,000円の合計予算額は、113億7,156万1,000円となりました。

歳入決算額は、112億1,443万4,000円、歳出決算額は、106億7,712万9,000円で、形式収支は、5億3,730万5,000円となり、翌年度へ繰越すべき額、2,134万円を差し引いた実質収支額は、5億1,596万5,000円となりました。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成26年度の単年度収支は、2億4,126万8,000円の赤字となりました。

更に、財政調整基金への積み立て、及び取り崩しなどを加減した実質単年度収支は、9億1,631万7,000円の赤字となりました。

続いて、その歳入ですが、「主要施策の成果に関する報告書」の15ページをお開きください。

15ページの「一般会計科目別歳入決算状況」で申しますと、一般会計は、113億7,156万1千円の予算額に対し、平成25年度からの繰越明許費分7億1,515万7,000円を含めまして、平成26年度の下段の合計欄に記載されているように、112億1,443万4,000円の決算額となり、前年度に対する伸び率は、26.7%の増となりました。

これは、前年度に比べて、町債及び国庫支出金等が増となったことによるものです。

科目別で、歳入に占める構成比で見ますと、町税が、金額にして31億7,342万2,000円で、構成比28.3%、対前年度比9.6%の減、町債が金額にして25億

7,307万9,000円で、構成比22.9%、対前年度比178.3%の増、以下、地方交付税、国庫支出金、繰入金の順となりました。

次に、歳入を性質別に区分しますと、「自主財源」と「依存財源」に区分されますが、自主財源の割合は44.3%、金額にして49億6,049万円で、前年度は52.0%でしたので、構成比の割合にして7.7%の減となりましたが、金額にして3億5,346万円の増となりました。

内訳で、前年度に比べ、繰入金で6億3,483万2,000円の増となりましたが、町税で、3億3,687万5,000円の減となりました。

次に、「依存財源」ですが、依存財源の割合は55.7%、金額にして62億5,394万4,000円で、前年度は48.0%でしたので、構成比の割合にして7.7%の増、金額にして20億855万8,000円の増となりました。

内訳で前年度に比べ、町債で16億4,845万6,000円の増、国庫支出金で4億2,658万円の増となりました。

次に、歳出ですが、主要施策の成果に関する報告書の17ページをお開きいただきたいと思えます。

「一般会計目的別歳出決算状況」で申しますと、一般会計は、113億7,156万1,000円の予算額に対し、平成25年度繰越明許費分、6億9,527万1,000円を含めまして、平成26年度の下段の合計欄に記載されているように、106億7,712万9,000円で、前年度に対して32.9%、金額で、26億4,147万1,000円の増となりました。

目的別の構成比で多い順にみますと、教育費が構成比におきまして25.8%、金額で、27億4,999万7,000円で、対前年度比174.0%の増、民生費が構成比におきまして25.4%、金額で、27億1,322万円で、対前年度比5.4%の増、以下、総務費、消防費、公債費の順となりました。

次に、18ページの「一般会計性質別歳出決算状況」をご覧ください。

一般会計の歳出決算額を「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」と、性質別に比較しますと、まず、「義務的経費」の総額は、39億9,671万1,000円で、対前年度比1.1%、金額で、4,225万7,000円の増で、構成比は37.4%となり、前年度より構成比で11.8%減となっております。

次に、「その他の経費」の総額は、31億165万8,000円で、対前年度比2.4%、金額で、7,411万1,000円の増で、構成比は29.1%となり、前年度より構成比で8.6%減となっております。

次に、「投資的経費」の総額は、35億7,876万円で、対前年度比239.7%、金額で、25億2,510万3,000円の増で、構成比は33.5%となり、前年度より構成比で20.4%増となっております。

以上が一般会計の決算概要です。

次に、特別会計ですが、「主要施策の成果に関する報告書」の10ページをお開き下さい。

10ページの下から4行目になりますが、「特別会計国民健康保険」では、歳入決算額は、29億5,189万5,000円で、前年度比7.5%増、歳出決算額は、27億2,535万9,000円で、前年度比3.5%増で、差し引き、2億2,653万6,000円の黒字決算となりました。

11ページになりますが、次に、「特別会計国民健康保険直営診療所」では、歳入決算額は、2,495万2,000円で、前年度比1.4%減、歳出決算額は、2,313万円で、前年度比2.5%減で、差し引き、182万2,000円の黒字決算となりました。

次に、「特別会計公共下水道」では、歳入決算額は、8億6,905万3,000円で、前年度比3.0%減、歳出決算額は、8億6,604万円で、前年度比0.9%減で、差し引き、301万3,000円の黒字決算となりました。

次に、「特別会計介護保険事業」では、歳入決算額は、20億5,977万5,000円で、前年度比1.6%増、歳出決算額は、20億3,580万9,000円で、前年度比1.0%増で、差し引き、2,396万6,000円の黒字決算となりました。

次に、「特別会計後期高齢者医療」では、歳入決算額は、3億2,903万円で、前年度比1.3%増、歳出決算額は、3億2,331万4,000円で、前年度比1.3%増で、差し引き、571万6,000円の黒字決算となりました。

以上が、特別会計の決算概要です。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書の23ページを、お開き下さい。

23ページの「町債の状況」ですが、一般会計の平成26年度末の公債費現在高は、108億609万8,000円で、多度津中学校の改築、消防庁舎移転等の影響で、前年度と比較致しますと18.8%、金額で17億899万3,000円の増となりました。

また、特別会計公共下水道の平成26年度末の公債費現在高は、83億3,472万6,000円で、前年度と比較致しますと3.7%、金額で、3億1,587万6,000円の減となりました。

なお、議案綴りの議長報告、平成26年度多度津町健全化判断比率の報告にありますように、18%を超えると県からの許可が必要となります実質公債費比率では、平成26年度は9.7%で、前年度の11.7%と比較致しますと2.0%の減少に、また、将来負担比率では、平成26年度は123.3%で、前年度の108.5%と比較致しますと14.8%の増となりました。

次に、「財産に関する調書」をご説明しますので、「平成26年度歳入歳出決算書」の397ページをお開き下さい。

公有財産の内、「土地及び建物」ですが、区分ごとの読み上げは省略をさせ

て頂きますが、「土地」は全体で、前年度末現在高は合計で、73万6,280.74㎡で、決算年度中に、土地開発公社からの駅前用地の買い取り分900㎡が増加いたしました。決算年度末現在高は、73万7,180.74㎡となりました。

次に「建物」ですが、「木造」、「非木造」とも、決算年度中の増減はなく、合計の延面積は、9万329.74㎡となっております。

次に、399ページをご覧ください。

「動産」ですが、記載のフェリー接岸施設のみで、決算年度中の増減はありません。

次に、「有価証券」ですが、これも、決算年度中の増減はありません。

次に、400ページの「出資による権利」ですが、前年度末現在額合計は、3億7,215万7,000円で、上から8番目「財団法人香川県中小企業後継者育成基金協会拠出金」から10番目「財団法人香川県企業振興公社拠出金」までの3つの財団が、下から2番目の「公益財団法人かがわ産業支援財団」に統合され、また、9番目の「財団法人香川県産業技術振興財団拠出金」1,336万5,000円の内、74万円が拠出金ではなく、補助金であったことが判明したため、今回、減額訂正させて頂き、決算年度末現在額合計は、3億7,141万7,000円となりました。

次に、401ページから403ページまでの取得価格が100万円以上の「備品」ですが、決算年度中に移動のあったものだけをあげますと、「食器洗浄機が1台」、「熱蔵庫が1台」、「焼物機が1台」、「自動破砕機が1台」、「ボイラーが1台」、「小型動力ポンプ積載車が1台」の減少と「食器等消毒保管機が1台」、「消防運搬車が2台」の増加がありました。

次に、404ページをご覧ください。

50万以上の「教材備品」ですが、決算年度中に「精密小型旋盤が1台」、「パソコン机椅子が一式」の減少となっております。

次に、「美術品」ですが、決算年度中の増減はありません。

次に、405ページをご覧ください。

「基金」について、ご説明を申し上げます。

まず、「財政調整基金」ですが、決算年度中に平成25年度の決算剰余金の内の基金積立分と期間中の運用利息分、合計で5億130万7,830円を積み立て、6億7,635万7,000円を取り崩しております。

次に、「奨学基金」ですが、決算年度中の運用利息分、4万7,311円を、積み立てております。

次に、「減債基金」ですが、決算年度中の運用利息分、2万5,284円を積み立てております。

次に、「地域福祉基金」ですが、決算年度中の増減はありません。

次に、「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」ですが、決算年度中の運用利息分、1万3,512円を積み立てております。

次に、「国保財政調整基金」ですが、決算年度中の運用利息分、15万5,435円を積み立てております。

次に、「農業振興基金」ですが、決算年度中の運用利息分、1万605円を積み立て、259万5,364円を取り崩しております。

次に、「介護保険財政調整基金」ですが、決算年度中の運用利息分、12万9,282円を積み立て、平成25年度事業の精算分、及び平成26年度事業の保険料不足分、合計2,018万3,864円を取り崩しております。

次に「庁舎建設基金」ですが、決算年度中の運用利息分と、基金条例の目的のための積み立て分、合計2,005万23円を積み立てております。

次に「多度津町健やかこども基金」ですが、これは、平成26年より創設され、平成32年3月末で効力を失う基金ですが、決算年度中に、香川県からの補助金と、運用利息分、合計440万108円を積み立て、平成26年度事業の財源として90万円を取り崩しております。

次に、406ページをご覧ください。

「土地開発基金」ですが、決算年度中に、土地を一般会計へ売却し、現金全額を取り崩しております。

次に、「国民健康保険高額療養費貸付基金」ですが、決算年度中に、5,000円の償還がありましたので、決算年度末現在額は、496万円です。

次に、407ページの「債権」ですが、公共下水道事業・受益者負担金は、決算年度中に、21万7,000円が減少しまして、決算年度末現在額は、1,231万4,000円となりました。

以上で、議案第10号から議案第15号までの平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての6議案の提案説明を終わります。

よろしくご審議頂きますよう、お願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第16号、平成26年度多度津町水道事業会計剰余金の処分、及び歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第16号、平成26年度多度津町水道事業会計剰余金の処分及び、歳入歳出決算認定について提案説明を申し上げます。

平成26年度多度津町水道事業会計決算報告書の、6ページをお開きください。剰余金の処分につきましては、剰余金処分計算書（案）にありますとおり、多度津町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に規定のない利益でありませ、地方公営企業会計制度の改定に伴い生じる、その他未処分利益剰余金変動額4億5,828万2,625円を、資本金に組み入れることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。歳入歳出決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付したところでございます。その決算審査の結果は、先ほど三宅代表監査委員から報告のありましたとおりでございます。

同法第30条第4項の規定に基づき、議会において歳入歳出決算の認定を受けようとするものでございます。

それでは、歳入歳出決算認定の内容について説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

先に、附属書類の事業報告書について説明をさせていただきます。

1. 概況、(1) 総括事業、イ. 業務状況といたしましては、清浄にして、より安全な水を供給し、安定した給水業務と水道経営を維持するため、効率的な経営に努めてまいりました。

平成26年度末の給水人口は2万3,614人、給水栓数は1万643栓でございます。

年間総配水量は325万5,477^mで、前年度と比較いたしますと、3.3%、11万2,318^mの減となっております。

総配水量の内訳といたしまして、自己水量は177万7,334^mで、県水受水量は147万8,143^mであり、構成比にいたしますと、自己水量が54.6%、県水受水量が45.4%でございます。

有収水量は298万5,033^mで、前年度と比較いたしますと、3.1%、9万6,698^mの減となっております。

有収率は91.7%で、前年度と比較いたしますと、0.2%の増となっております。

近年の状況として、人口減少や節水広報などによる節水意識の高まり、節水機器の普及など様々な要因により、水需要は減少傾向にあります。

また、今後は老朽配水管の更新など、施設整備による資本的投資や、水道施設の維持管理費の増加が見込まれるため、水道事業の経営健全化に取り組み、住民の皆様のご理解を得られるよう、安全で安心な水の供給に努めてまいります。

次に、ロ. 建設改良工事等でございます。

配水管布設及び布設替工事、消火栓新設及び移設工事などを行い、配水網の整備を行いました。

また、量水器を購入いたしました。

次に、ハ. 財政状況につきましては、後ほど決算報告の方で、詳細に説明をさせていただきます。

(2) 議会議決事項は、表のとおりでございます。

なお、11ページから22ページに、多度津町水道事業の経営実績の明細を記載しております。

次に1ページをお開き下さい。

決算報告書の説明をさせていただきます。

なお、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出につきましては、消費税を含んでおります。

(1) 収益的収入及び支出の収入といたしまして、第1款水道事業収益の決算額は、7億6,196万9,040円、予算額と比較いたしますと、0.6%、466万9,960円の減でございます。

内訳と致しまして、第1項営業収益は、6億8,458万2,960円、第2項営業外収益は、7,738万6,080円となっております。次に支出でございます。

第1款水道事業費用の決算額は、6億8,251万7,721円、予算額と比較いたしますと、9.5%、7203万8,279円の不用額となりました。

内訳と致しましては、第1項営業費用は、6億755万7,985円、第2項営業外費用は、7,012万8,314円、第3項特別損失は、483万1,422円、第4項予備費につきましては、0円となっております。

続きまして、(2) 資本的収入及び支出について説明いたします。

収入といたしまして、第1款資本的収入の決算額は、1億4,128万8,203円、予算額と比較いたしますと、1.9%、280万7,797円の減でございます。

内訳と致しまして、第1項企業債は、1億3,000万円、第2項工事負担金は、1,128万8,203円でございます。

なお、工事負担金は、消防庁舎新設に係る配水管布設工事、並びに消火栓新設及び移設工事の負担金でございます。

次に、支出といたしまして、第1款資本的支出の決算額は、3億7,766万3,701円、予算額と比較いたしますと、5.2%、2,079万6,299円の不用額となりました。

内訳といたしまして、第1項建設改良費は、1億7,651万934円、第2項企業債償還金は、2億115万2,767円でございます。

次に注記1をご覧ください。

補填財源について説明いたします。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額、2億3,637万5,498円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,307万4,884円、当年度損益勘定留保資金1億5,777万9,513円、減債積立金380万円、建設改良積立金4,319万6,903円、繰越利益剰余金1,852万4,198円で補てん致しました。

また注記2の、たな卸資産購入費執行額は、523万5,407円でございます。

次に3ページをお開き下さい。

多度津町水道事業損益計算書につきましては、1. 営業収益は、6億3,567万3,315円、2. 営業費用は、5億8,615万5,902円ですので、営業利益は、4,951万7,413円でございます。

3. 営業外収益は、7,676万4,558円で、4. 営業外費用は、5,546万1,914円ですので、経常利益は、7,082万57円でございます。

5. 特別損失は、483万1,422円ですので、当年度純利益は、6,598万8,635円でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は、5億8,026万9,457円、その他未処分利益剰余金変動額は、4億5,828万2,625円ですので、当年度未処分利益剰余金は、11億454万717円でございます。

次に4ページをお開き下さい。

水道事業剰余金計算書について説明いたします。

資本金のうち自己資本金の当年度末残高は、18億5,060万8,727円で、借入資本金の当年度末残高は、地方公営企業会計制度の改定に伴いまして、0円となりました。

資本剰余金のうち受贈財産評価額の当年度末残高は、2,069万5,773円で、その他資本剰余金の当年度末残高につきましても、会計制度の改定に伴いまして、0円となりました。

利益剰余金のうち減債積立金、並びに建設改良積立金の当年度末残高は、先ほど説明いたしました、補てん財源に使用した結果、0円となりました。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、11億454万717円でございます。

資本合計の、当年度末残高は、29億7,584万5,217円でございます。

次に、7ページをお開きください。

多度津町水道事業貸借対照表につきましても、資産の部、1. 固定資産合計は、73億9,937万2,241円、2. 流動資産合計は、8億2,255万8,180円ですので、資産合計は、82億2,193万421円でございます。

次に、負債の部、3. 固定負債合計は、30億7,620万1,667円、4. 流動負債合計は、3億6,494万6,567円、8ページをお開きください。

5. 繰延収益合計は、18億493万6,970円ですので、負債合計は、52億4,608万5,204円でございます。

資本の部、6. 資本金合計は、18億5,060万8,727円でございます。

7. 剰余金のうち、(1) 資本剰余金合計は、2,069万5,773円、(2) 利益剰余金合計は、11億454万717円ですので、剰余金合計は、11億2,523万6,490円でございます。

従いまして、資本合計は、29億7,584万5,217円、負債・資本合計は、82億2,193万421円でございます。

次に、23ページをお開きください。

多度津町水道事業キャッシュ・フロー計算書につきましても、末尾にありますとおり、資金期末残高は、6億9,160万5,197円でございます。

尚、24ページから36ページにかけて、水道事業会計収益費用明細書、資本的収入及び支出明細書、固定資産明細書、企業債明細書、水道事業経営分析を記載しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第16号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第17号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長

町長（丸尾 幸雄）

議案第17号、教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町教育委員会委員であります竹森久喜氏が、平成27年9月12日をもって、退任されます。

つきましては、その後任といたしまして、塩田明雄氏を補欠の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

塩田氏は、多度津町西港町51番地1にお住まいであり、昭和22年5月13日生まれの68歳でございます。

昭和45年から永年にわたり高等学校教諭として奉職され、平成25年3月、尽誠学園高等学校校長を最後に退職されるなど一貫して教育現場で、各種の教育問題に精力的に取り組んでおられます。

氏は、高潔な人格とともに、その豊富な経験と卓抜な識見を持って永年にわたり教鞭をとり、その後、校長として学校経営にも尽力されました。

その間に築かれた地域の方たちとの信頼関係は厚く、また、教育行政に多大な貢献をされていますので、教育委員会委員として最適任であると考えております。

なお、補欠の委員の任期は、平成29年6月22日まででございます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより議案第17号についてを採決致します。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

日程第15、議案第18号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長

町長 (丸尾 幸雄)

議案第18号、監査委員の選任についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町監査委員としてご活躍いただいております、三宅富男氏の任期が、平成27年9月12日をもって満了いたします。

つきましては、多度津町監査委員で識見を有する者より選任する委員に、後任といたしまして、竹森久喜氏を任命いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

竹森氏は、多度津町大字南鴨116番地にお住まいであり、昭和24年9月16日生まれの65歳でございます。

税務署・国税局に長らくお勤めになられ、税務行政に携わっておられました。

また、同氏は、平成25年6月23日に多度津町教育委員会委員に選任されて以来、その重責を全うされており、人格は高潔であり、経歴と人柄から多度津町監査委員として最適任と考えております。

なお、任期は平成27年9月13日から平成31年9月12日までの4年間でございます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長 (志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本日先議することに決定いたしました。
これより質議に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結致します。
続いて討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結致します。
これより議案第18号についてを採決致します。
本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は原案に同意することに決定いたしました。
ここで、お諮りいたします。
提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第2号から議案第16号の15議案につきまして、総務教育常任委員会に、付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって15議案を会期中の総務教育常任委員会に付託の上審査することに決定をいたしました。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。
これにて、散会を致します。
どうもありがとうございました。

散会 午前11時42分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 9 月 10 日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記